

佐賀県手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月9日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第12号

佐賀県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県手数料条例施行規則（平成12年佐賀県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料	区分	額	手数料	区分	額
1～9	略		1～9	略	
10 特定任意 講習手数料	(1)・(2)	略	10 特定任意 講習手数料	(1)・(2)	略
	(3) (1)及び(2)以外の 特定任意講習	<u>1,600円</u>		(3) (1)及び(2)以外の 特定任意講習	<u>1,350円</u>
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。